

船橋市特定建設作業電子届出システム利用規程

令和4年4月1日施行
令和6年1月18日一部改正

1. 趣旨

この規程は、船橋市オンライン申請・届出システムにおける特定建設作業実施届出に関する部分（以下「特定建設作業電子届出システム」という。）の利用について、必要な事項を定めるものである。なお、この規程に定めのない事項については、船橋市オンライン申請・届出サービス利用規約に定めるところによる。

2. 用語

この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 特定建設作業

騒音規制法第2条第3項、振動規制法第2条第3項及び船橋市環境保全条例第96条に定める特定建設作業をいう。

(2) 電子届出書

特定建設作業電子届出システムによる特定建設作業実施届出書（添付書類を含む。）をいう。

(3) 電子届出

特定建設作業電子届出システムにより、電子届出書を市長に届け出ることをいう。

(4) 第一号区域

騒音規制法にあっては平成15年船橋市告示第67号、振動規制法及び船橋市環境保全条例にあっては平成15年船橋市告示第71号に定める区域をいう。

(5) 第二号区域

第一号区域以外の市内全域をいう。

3. 対象

特定建設作業電子届出システムは、船橋市内で特定建設作業を実施する場合の届出に限り利用することができる。

4. 特定建設作業電子届出システムの利用

特定建設作業電子届出システムを利用するときは、本利用規程を遵守して届出を行うものとする。

5. 船橋市オンライン申請・届出システムの利用者登録

特定建設作業電子届出システムの利用にあたっては、あらかじめ船橋市オンライン申請・届出システムの利用者登録をしなければならない。

6. 電子届出書の届出期限

電子届出をするときは、特定建設作業の開始の日の8日前の23時59分までに行うこと。

7. 電子届出

電子届出をするときは、次の事項に従い行うこと。

- (1) 届出にあたっては、必要事項をみれなく記入すること。
- (2) 付近の見取図、建設工事全体の工程表その他市長が必要と認める書類を添付すること。また添付書類の形式は、pdf、jpeg 又は jpg とすること。
- (3) 電子届出書の内容に関して市から修正及び追加等の指示があったときは、速やかにその指示に従うこと。

8. 電子届出内容確認書

特定建設作業電子システム利用者は、電子届出を行った特定建設作業について、作業の概要が記載された電子届出内容確認書（別紙）を出力することができる。

9. 電子届出書の審査

電子届出書の審査期間は7日間とする。ただし、電子届出書に不備等がある場合はこの限りではない。

10. 電子届出書の受理

市長は電子届出のあったときは、次の各号に該当する場合を除き、受理するものとする。

- (1) 電子届出書が、届出期限を過ぎて届出されたとき。
- (2) 電子届出書に不備又は虚偽があると認められるとき。
- (3) 電子届出書の審査が、特定建設作業の実施の開始の予定日の前日までに終了しなかったとき。
- (4) 電子届出書の内容の修正や追加等の市の指示に従わなかったとき。

11. 受理通知

市は電子届出書を受理したときは、電子メールにて受理通知を送付するものとする。

12. 市からの問い合わせへの対応

特定建設作業電子システム利用者は、電子届出を行った特定建設作業について届出内容を適切に管理し、市からの問い合わせがあったときは迅速に対応できるようにしておくこと。

附則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和6年1月18日から施行する

別紙

電子届出内容確認書

届出日	
整理番号	

船橋市長あてに届け出られた特定建設作業の実施については、次のとおり確認しました。

届出者	住所 氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名） 電話番号 メールアドレス
-----	--

建設工事の名称	
建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類	
届出法令	
特定建設作業の種類	次表のとおり
特定建設作業に使用される機械等の名称・形式・仕様	
特定建設工事の場所	
特定建設作業の実施期間	
特定建設作業の開始及び終了の時刻	
騒音等の防止の方法	
発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名	
届出者の現場責任者の氏名及び連絡場所	
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者氏名	
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	
事務処理欄	

特定建設作業の種類

本届出における特定建設作業の種類は、以下の項目のうち■印のついた項目です。

騒音規制法	<input type="checkbox"/>	1 くい打機（もんけんを除く）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式を除く）を使用する作業
	<input type="checkbox"/>	2 びょう打機を使用する作業
	<input type="checkbox"/>	3 さく岩機を使用する作業
	<input type="checkbox"/>	4 空気圧縮機を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く）
	<input type="checkbox"/>	5 コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業
	<input type="checkbox"/>	6 バックホウを使用する作業（（超）低騒音型を除く）
	<input type="checkbox"/>	7 トラクターショベルを使用する作業（（超）低騒音型を除く）
	<input type="checkbox"/>	8 ブルドーザーを使用する作業（（超）低騒音型を除く）
振動規制法	<input type="checkbox"/>	1 くい打機（もんけんを除く）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式を除く）を使用する作業
	<input type="checkbox"/>	2 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
	<input type="checkbox"/>	3 舗装版破砕機を使用する作業（ドロップハンマー車を使用するものに限る）
	<input type="checkbox"/>	4 ブレーカーを使用する作業（手持ち式を除く）
船橋市環境保全条例	<input type="checkbox"/>	1 くい打機（もんけんを除く）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式を除く）を使用する作業
	<input type="checkbox"/>	2 びょう打機又はインパクトレンチ（高張力ボルト締めのものに限る）を使用する作業
	<input type="checkbox"/>	3 さく岩機（ブレーカーを除く）を使用する作業
	<input type="checkbox"/>	4 空気圧縮機を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く）
	<input type="checkbox"/>	5 コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業
	<input type="checkbox"/>	6 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
	<input type="checkbox"/>	7 舗装版破砕機を使用する作業（ドロップハンマー車を使用するものに限る）
	<input type="checkbox"/>	8 ブレーカー（手持ち式を除く）を使用する作業
	<input type="checkbox"/>	9 ブルドーザー・パワーショベル・バックホウに類する整地機又は掘削機を使用する作業
	<input type="checkbox"/>	10 振動ローラーを使用する作業

問い合わせ先	<p>この文書に関する問い合わせ先は、船橋市役所環境保全課です。</p> <p>お問い合わせの際は右上に記載されている届出日と整理番号をお申し出ください。</p> <p>船橋市役所環境保全課 〒273-8501 船橋市湊町2-10-25</p> <p>TEL:047-436-2452 FAX:047-436-2446</p> <p>E-mail:kankyohozen@city.funabashi.lg.jp</p>
--------	--